

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                |
|-------|---------------------|
| 7     | 能勢町国民年金関係事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

能勢町は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

能勢町長

## 公表日

令和8年3月10日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 国民年金関係事務   |
| ②事務の概要                   | <p>国民年金法等に基づき、国民年金第1号被保険者の資格異動や保険料免除の申請の受理、年金受給権者からの請求書の受理等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、次の事務に利用している。</p> <p>①被保険者からの各種届出(資格取得・種別変更・資格喪失・死亡届・氏名変更・住所変更)の受理、審査及び日本年金機構への送付。</p> <p>②被保険者からの国民年金手帳の再交付申請の受理、日本年金機構への送付。</p> <p>③被保険者からの任意加入及び脱退、付加保険料申出及び辞退の申出の受理、審査及び日本年金機構への送付。</p> <p>④被保険者保険料の法廷免除該当届・消滅届の受理、審査及び日本年金機構への送付。</p> <p>⑤保険料の免除及び猶予、学生納付特例の申請を受理、審査及び日本年金機構への送付。</p> <p>⑥老齢基礎年金、障害基礎年金、特別障害給付金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金、未支給年金、老齢福祉年金などに関する裁定請求書の受理、審査及び日本年金機構への送付。</p> <p>⑦年金受給権者の現況届・所得状況届・死亡届の受理、審査及び日本年金機構への送付。</p> |
| ③システムの名称                 | 国民年金システム   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 国民年金情報ファイル               |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項 別表の46、115、116の項<br>別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</p>  |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第8号 別表の46、115、116   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 能勢町総務部住民課  |
| ②所属長の役職名                 | 課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
|                          |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 能勢町(総務部総務課) 豊能郡能勢町宿野28番地 072-734-0001  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 能勢町(総務部総務課) 豊能郡能勢町宿野28番地 072-734-0001  |
| 9. 規則第9条第2項の適用           |  |
|                          | [ ]適用した  |
| 適用した理由                   |  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 平成31年4月1日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 平成31年4月1日 時点   |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |           |  |
|--|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か               | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                 |   |   |
|---------------------------------|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か     | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない |   |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か           | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                           | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得を徹底し正真性の確認を行っている。特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在する、個人番号及び本人情報が記載された関係届出書の保管・廃棄について、原則複数人での確認を行うようにしており、人為ミスが発生するリスクへの対策は十分と考えられる。 |   |



